

第 3 章



第3章

計画の内容

1. 体系図

基本理念

基本目標

女（ひと）と男（ひと）が輝く豊かなまち
おやべ

I 自分らしさを尊重する意識・風土づくり
(男女平等意識の確立)

ともにみなおす

II 政策・方針決定の場への男女共同参画の推進
(男女がともにすすめるまちづくり)

ともにすすめる

III 人権を擁護するしくみづくり
(男女の心とからだの尊重)

ともにまもる

IV 男女の自立を促す環境づくり
(社会活動等への男女共同参画の推進)

ともにつくる

V プランの推進

ともにひろげる

重点課題

施策の方向

(1) 制度や社会慣習、しきたりの見直し、意識改革

① 固定的な性別役割分担意識・慣行の見直し
② 男性にとっての男女共同参画の推進

(2) 男女共同参画意識の浸透と男女平等の教育・学習の充実

① 子どもの頃からの男女共同参画の推進
② 家庭・地域・職場における男女共同参画意識の啓発

(3) 意識改革への市民参画の推進

① 市民参画のしくみづくり

(1) 政策・方針決定過程の場への男女共同参画の推進

① 審議会等への女性の参画促進
② 女性管理職の登用促進
③ 政策・方針決定過程での男女共同参画の拡大

(2) 女性の人材育成

① 女性の人材育成の推進
② 女性を中心とするグループの活動支援及びネットワークの充実

(1) 男女の人権尊重

① 男女の人権を守る啓発活動の推進
② セクシュアル・ハラスメントの防止
③ 男女共同参画の視点に配慮した表現の推進

(2) 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶

① 配偶者等からの暴力を許さない意識づくり
② 相談窓口の周知と支援体制の充実
③ 関係機関との連携と支援に関わる人材育成の推進

(3) 生涯にわたる健康づくりへの支援

① 性の尊重に関する啓発の促進
② 妊娠・出産に関わる保健医療体制の充実
③ 心とからだの健康づくりの推進

(1) 家庭での男女共同参画の推進

① 男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)
② 男女共同による家事・育児・介護の促進
③ 職場と家庭の両立支援体制の充実
④ 子育て支援・介護支援の充実

(2) 職場・仕事での男女共同参画の推進

① 雇用・労働条件の男女平等の確保
② 農林業や商工自営業における女性の参画促進
③ 女性の起業支援

(3) 地域での男女共同参画の推進

① 男女で担う地域活動、ボランティア・NPO活動の推進
② 高齢者が安心して暮らせる環境づくり
③ 障がい者、ひとり親家庭、外国人等の自立支援

(4) 国際社会における理解と協調

① 国際交流・国際理解の推進
② 地域における在住外国人との共生

(1) 推進体制づくり

① 市民と協働による男女共同参画の推進
② 男女共同参画を推進するグループの活動支援
③ 庁内推進体制の整備

(2) 男女共同参画推進のための拠点機能の確立

① 男女平等を推進する活動拠点の確立

(3) プランの周知及び調査・研究

① 男女共同参画に係わる諸問題の啓発、調査、研究
② プランの周知

2. 目標別計画

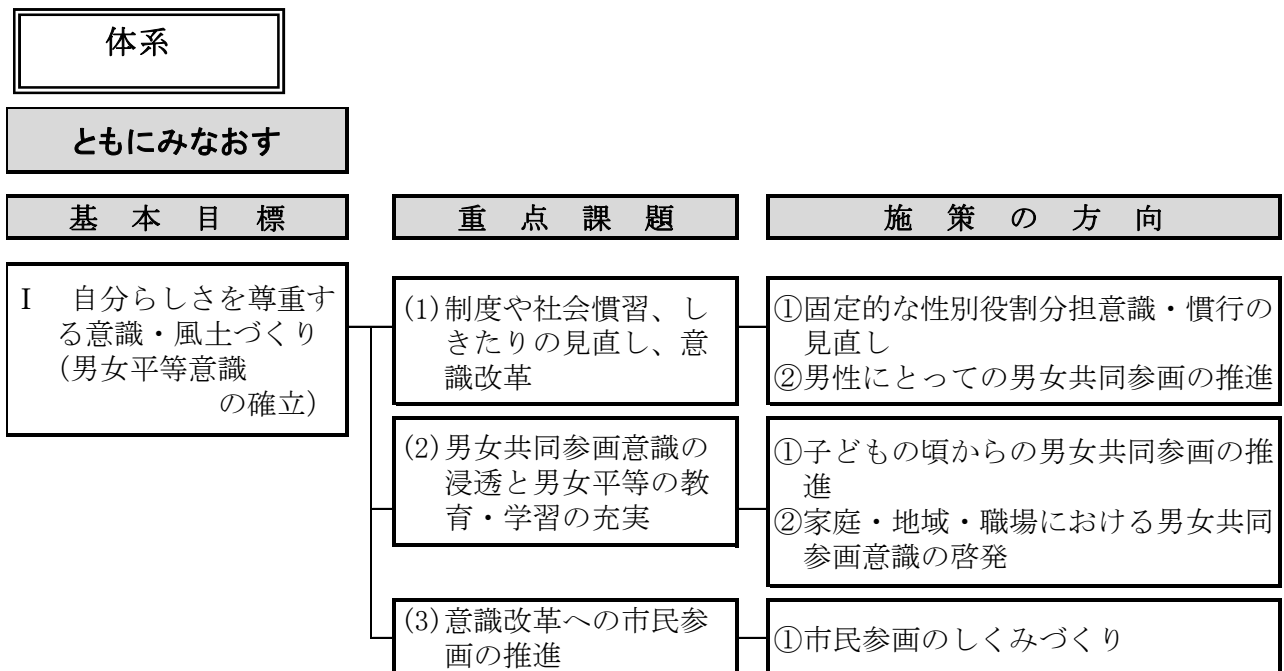
基本目標Ⅰ 自分らしさを尊重する意識・風土づくり
（男女平等意識の確立）

「男は仕事、女は家庭」というような、性別役割分担意識は、人々の意識の中に根強く残り、女性の社会参画や男性の家庭内での参画を困難にしています。

男女共同参画社会の実現に向けて、市民一人ひとりが自分の中にあるジェンダーの存在に気づき、意識改革に努めるとともに、社会全体において、「すべての人が性別に関わらず個人として尊重される」という人権意識を高め、男女がともに自分らしさを大切にできる風土づくりを進めることを基本目標とします。

ジェンダー：

生殖機能の違いによる生物学的な性別でなく、社会的・文化的に形成された性別



重点課題(1) 制度や社会慣習、しきたりの見直し、意識改革

現状と課題

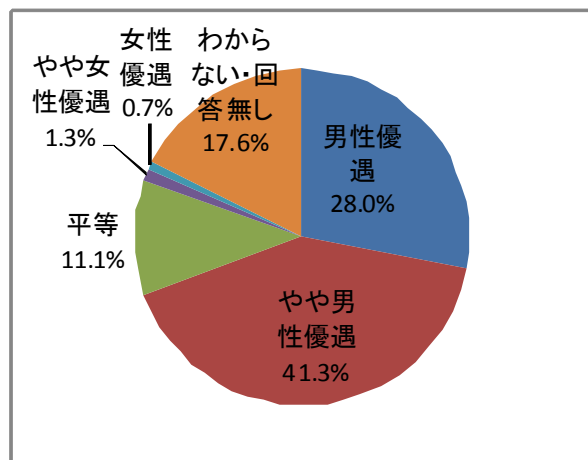
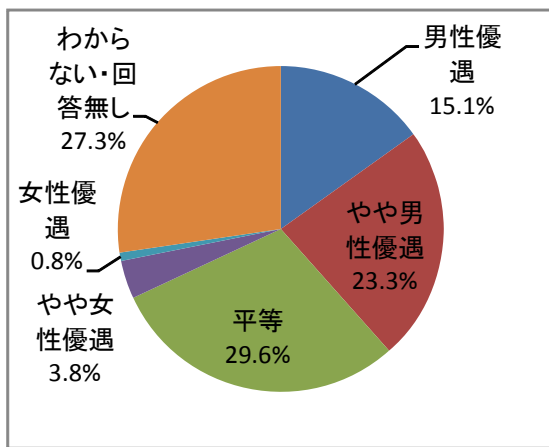
男女共同参画に関するアンケート（平成24年実施）によれば、平等意識は、法律や制度上では、男性優遇・やや男性優遇の割合が約4割、平等が約3割となっているのに対し、社会通念・習慣・しきたり等については、男性優遇・やや優遇が約7割、平等が約1割と、法律・制度上に比べ、社会通念・習慣・しきたり等については、依然として高い割合を示しています。本市の男女共同参画にかかわる啓発活動により、平等感の向上は見られるものの、性別による固定的な役割分担意識、それに基づく社会における制度や慣習は、依然として根強く残っている状況です。

また、国では、第3次男女共同参画基本計画の中で、「男性、子どもにとっての男女共同参画意識の啓発の重要性」を重点項目に捉えています。本市においても、一人ひとりの個性のもとに能力や適性に応じた自由な生き方が尊重されるためには、男性の中に残る固定的な性別役割分担意識を変えることが重要であると考えています。そのためには、男女共同参画社会の実現に向けた幅広い啓発・情報提供活動を継続的に行っていくことが必要です。

男女の平等意識について（男女共同参画に関するアンケート(平成24年実施)）

法律や制度の上での平等意識

社会通念・習慣・しきたり等の平等意識



成果目標

項目	現状 (H24)	前期目標 (H29)	担当課
社会通念・慣習の分野で平等と感じる割合	11.1%	15%	市民協働課
育児・介護・家事講座の男性参加者数	115人	150人	市民協働課 健康福祉課 生涯学習文化課

【施策の方向】①固定的な性別役割分担意識・慣行の見直し

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
1	○啓発冊子等の発行 男女共同参画プランの概要版を全戸配布するとともに、新たに啓発冊子等を作成し、男女共同参画に関する正しい理解と認識を深めるための情報発信を行います。	継続	家庭	市民協働課		
2	○男女共同参画に関する市民意識の実態調査 男女共同参画に関するアンケートを定期的実施して、市民の意識変化の調査を行い市民ニーズに合った施策展開を行います。	継続	家庭	市民協働課	V-(3)-①	137
3	○ぼだい樹の発行 男女共同参画推進員日より「ぼだい樹」を広報4月号に併せて発行し、推進員の活動を報告するとともに、男女共同参画の啓発を行います。	継続	家庭	市民協働課	I-(2)-② I-(3)-①	23 34
4	○男女共同参画市民フォーラムの開催 男女共同参画市民フォーラムを開催し、意識啓発とプランの周知に努めます。	継続	家庭	市民協働課	V-(3)-②	140
5	○男女共同参画に関する情報の発信 男女共同参画市民フォーラムや各地区で実施の推進員による出前講座などをケーブルテレビで放送するほか、ホームページ、市広報おやべ、市役所ロビーでの資料配置などを通じ、情報発信を行います。	拡充	家庭	市民協働課		
6	○コンクール形式による啓発 男女共同参画に関する標語や川柳などのコンクールを開催し、男女共同参画について考える機会を設けることで、意識啓発を図ります。	新規	家庭 事業所 地域	市民協働課		

【施策の方向】②男性にとっての男女共同参画の推進

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
7	○男性向け啓発冊子等の発行 男性向けの啓発冊子等を作成し、全戸配布します。	新規	家庭	市民協働課		
8	○男性向け家事・育児・介護等能力向上に向けた講座等の開催 男性向けの家事・育児・介護等の能力向上を目的に講座等を開催します。	新規	家庭	市民協働課 健康福祉課 生涯学習文化課	IV-(1)-②	80
9	○父親等の保育体験等の実施 保育所(園)において、父親等を対象とした保育体験等を行うことにより、家庭での子育て力の向上を図ります。	新規	家庭	社会福祉課		
10	○「ママ・パパ講座」の充実 男女が安心して子育てができるよう妊娠・出産・育児に関する正しい情報を提供し、子育て意識の啓発を図ります。	継続	家庭	健康福祉課	I-(2)-② IV-(1)-②	22 78
11	○仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の啓発 国の憲章及び指針に基づき、企業や従業員等に対してワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組について啓発を行います。	新規	事業所 家庭	商工立地振興課 市民協働課	IV-(1)-①	74
12	○多様な勤務形態の普及・促進啓発 短時間勤務制度・フレックスタイム制、在宅勤務制度、働く男女が柔軟に働ける制度の普及に努めます。	継続	事業所 家庭	商工立地振興課	IV-(1)-①	75
13	○家事・育児をする男性の事例紹介 家事や育児をする男性の活躍事例を市広報やケーブルテレビなどを通じ、積極的に紹介し、男性の男女共同参画の推進を図ります。	新規	家庭	市民協働課		



重点課題(2) 男女共同参画意識の浸透と男女平等の教育・学習の充実

現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、女性も男性も積極的に男女共同参画の意義を理解することが不可欠であり、そのために、学校、家庭、地域における教育・学習の果たす役割は大きくなっています。

子どもの頃から、男女が共に一人の自立した人間として互いの人格や個性を尊重し合い、一人ひとりが個性や能力を発揮して、自らの意思によって多様な選択ができるよう学校教育等を充実することが求められています。

また、学校や家庭、地域、職場においては、男女共同参画に関する学習機会の充実を図り、幼児期から高齢期までの生涯にわたる人権尊重を基盤とした男女共同参画意識を育む環境づくりが求められています。

成果目標

項目	現状 (H24)	前期目標 (H29)	担当課
男女共同参画優良事例紹介(累積)	—	10件	市民協働課
家庭生活で平等と感じている割合	25.0%	35%	市民協働課
職場で平等と感じている割合	17.8%	22%	市民協働課
学校教育の場で平等と感じている割合	48.9%	56%	市民協働課
ママパパ講座の年間受講者数	146人(H23)	146人	健康福祉課

【施策の方向】①子どもの頃からの男女共同参画の推進

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
14	○小中学生向け啓発冊子等の配付 小中学生向けの男女共同参画についての啓 発冊子等を配付します。	新規	学校	教育総務課 市民協働課		
15	○社会に学ぶ「14歳の挑戦」事業の充実 規範意識や社会性を高めるとともに、性別役 割分担意識にとらわれない職業選択の機会均 等について学習するために、中学2年生が、校 外での職場体験や福祉・ボランティア活動など に参加します。	継続	学校	教育総務課		
16	○保育所・幼稚園・学校の教職員の研修機会 の充実 幼児教育・保育・学校の教職員の男女平等の 意識づくりの共通理解を深めるため、研修機会 の充実を図ります。	拡充	学校	教育総務課 社会福祉課		
17	○男女が協力し、活動する場の創出 学校行事の実施にあたっては、男女平等の視 点に立って行い、男女が協力し、活動する場を 創出します。	新規	学校	教育総務課		
18	○家庭教育への参加の促進 PTA・地域などを通じ、父親への子育て参加を 促進し、家庭教育についての意見交換会、講 演会、研修会など家庭での男女共同参画環境 づくりの啓発を行います。	拡充	学校 家庭	教育総務課		
19	○人権教育・啓発推進事業の推進 すべての人々の人権が真に尊重される社会の 実現をめざして、人権教育及び人権啓発推進 に関する法律に沿って、学校・地域・家庭その 他様々な場を通して、それぞれが連携を図りつ つ、人権教育の普及及び啓発に努めます。	継続	学校 家庭	市民協働課	I-(2)-② Ⅲ-(1)-①	24 51
20	○男女平等教育の推進 生徒対象の男女共同参画に関する講演会や 男女の区別なく、「一人ひとりを見つめ、育て る」教育を推進します。	継続	学校	教育総務課		
21	○小中学校における意識調査の実施といじめ 等への指導 生活アンケート等による児童生徒の意識調査 と教育相談を充実するとともに、いじめ・不登校 に関する調査の徹底を図り、適切な対応に努 めます。	拡充	学校	教育総務課		

【施策の方向】②家庭・地域・職場における男女共同参画意識の啓発

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
22	○「ママ・パパ講座」の充実 男女が安心して子育てができるよう妊娠・出産・育児に関する正しい情報を提供し、子育て意識の啓発を図ります。	継続	家庭	健康福祉課	I-(1)-② IV-(1)-②	10 78
23	○ぼだい樹の発行 男女共同参画推進員だより「ぼだい樹」を広報4月号に併せて発行し、推進員の活動を報告するとともに、男女共同参画の啓発を行います。	継続	家庭 地域 事業所	市民協働課	I-(1)-① I-(3)-①	3 34
24	○人権教育・啓発推進事業の推進 すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現をめざして、人権教育及び人権啓発推進に関する法律に沿って、学校・地域・家庭その他様々な場を通して、それぞれが連携を図りつつ、人権教育の普及及び啓発に努めます。	継続	家庭 地域 事業所	市民協働課	I-(2)-① III-(1)-①	19 51
25	○男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の労働関係法・制度の周知促進 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の労働関係法・制度をパンフレットの配布等により周知を図ります。	継続	事業所	商工立地振興課		
26	○事業所向けのアンケートの実施 男女共同参画に対する事業所向けのアンケートを実施し、実態把握に努めると共に、結果送付の際に啓発パンフレットを同封し、啓発に努めます。	新規	事業所	市民協働課	IV-(2)-①	96
27	○経済団体との連携による取組の実施 定期的に経済団体と意見交換会を開催し、男女共同参画の推進を図ります。	継続	経済団体 事業所	商工立地振興課		
28	○男女共同参画(子育て、介護、女性の登用など)優良事例の紹介 男女共同参画(子育て、介護、女性の登用など)における先進的な取り組みをしている事業所の事例を市広報やケーブルテレビ等で積極的に紹介し、男女共同参画の推進を図ります。	新規	事業所	市民協働課		

重点課題(3) 意識改革への市民参画の推進

現状と課題

男女共同参画意識の啓発にあたっては、市民が主体となった活動と連携することにより、草の根からの浸透が図られるものと考えられます。

本市においては、小矢部市男女共同参画推進員の活動を支援するとともに、小矢部市女性団体連絡協議会が開催するフォーラムや女性議会への支援を通じ、男女共同参画意識づくりに向けた気運の高まりが見られてきています。また、おやべ型1%まちづくり事業やまちづくり研究会等の活動などにより、市民の参画が拡大し、市民と行政の協働のまちづくりが進んでおり、今後も一層の市民参画が必要となっています。

成果目標

項目	現状 (H24)	前期目標 (H29)	担当課
市男女共同参画推進員	33人	40人	市民協働課
1%まちづくり事業件数	69件	75件	市民協働課
協働のまちづくり講座受講者数	67人	70人	市民協働課
市民教養講座登録者数	40人	60人	生涯学習文化課

【施策の方向】①市民参画のしくみづくり

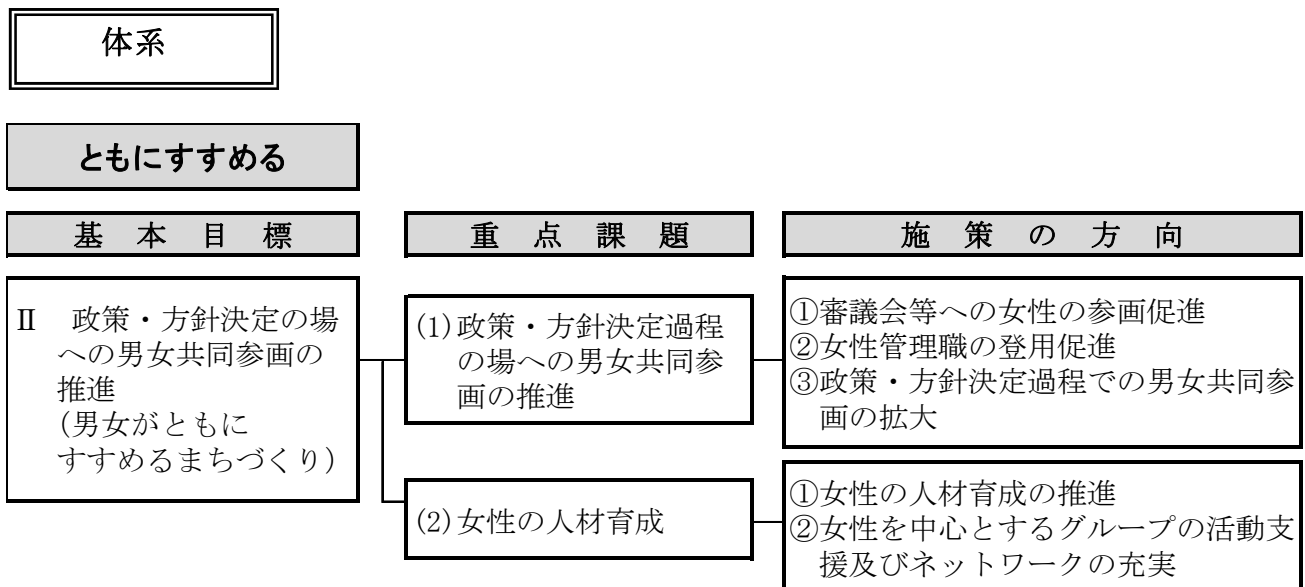
事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
29	○小矢部市男女共同参画推進員制度の拡充 現在、市内18地区から各2名委嘱している推進員に加え、公募や団体推薦枠を設けて推進員の増員を図ります。	拡充	地域	市民協働課		
30	○男女共同参画推進員の企画・運営による、地域での啓発活動の推進 小矢部市男女共同参画推進員により企画・運営された出前講座等により、地域での男女共同参画の推進を図ります。	継続	地域	市民協働課		
31	○協働のまちづくり講座の開催 市民と行政との協働のまちづくりを推進するため、協働のまちづくり講座を開催します。	新規	地域 各種団体	市民協働課		
32	○男女共同参画をめざす活動及び団体・グループへの支援 男女共同参画をめざす活動及び団体・グループへの活動に対して、支援を行うほか、事業費の一部については、おやべ型1%まちづくり事業により、補助を行います。	新規	地域 各種団体	市民協働課		
33	○市民教養講座などの講演会の開催 市民の関心の高い今日的な話題をテーマに「市民教養講座」を開催し、学習する機会を提供します。	拡充	地域	生涯学習文化課		
34	○ぼだい樹の発行 男女共同参画推進員だより「ぼだい樹」を広報4月号に併せて発行し、推進員の活動を報告するとともに、男女共同参画の啓発を行います。	継続	家庭	市民協働課	I-(1)-① I-(2)-②	3 23

基本目標Ⅱ 政策・方針決定の場への男女共同参画の推進
（男女がともにすすめるまちづくり）

政策や方針の立案及び決定の場での男女の共同参画は、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野で等しく利益を享受し、かつ、共に責任を担う男女共同参画社会の基盤となるものです。

しかしながら、現状は、政策や方針の立案及び決定への女性の参画は十分とはいえません。

女性のあらゆる分野での社会参画を拡大するために、市が率先して行政の場への女性の参画を進めるとともに、事業所や各種団体等における取組を支援します。また、女性自身の参画意識の高揚を図るとともに、参画力を高めるための機会の充実等により、女性人材の育成を推進することを基本目標とします。



重点課題(1) 政策・方針決定過程の場への男女共同参画の推進

現状と課題

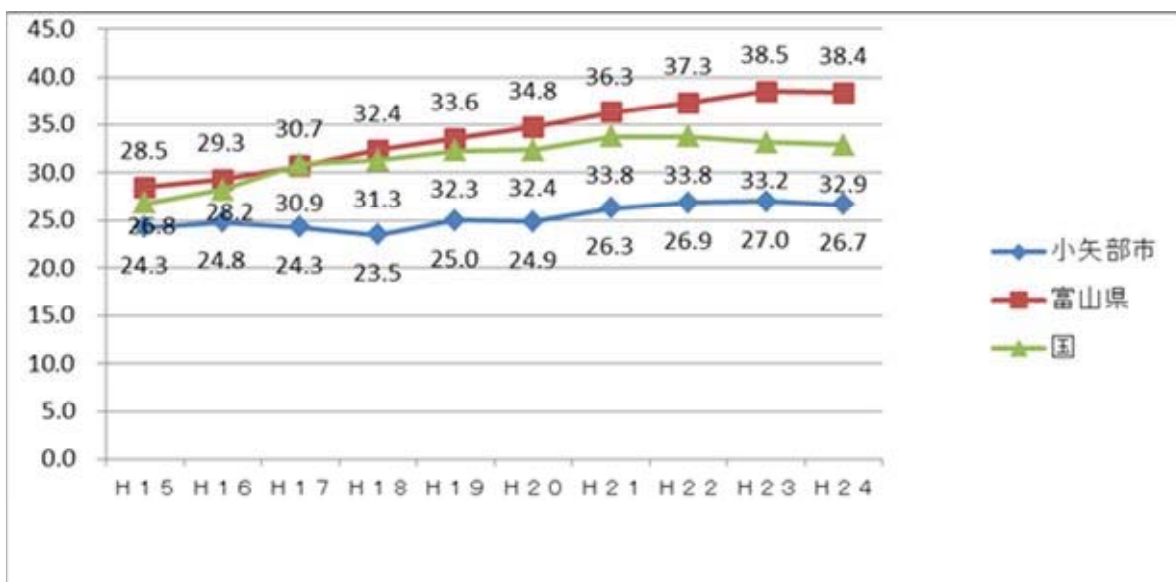
男女共同参画による調和のとれた社会を実現するためには、女性があらゆる政策・方針決定の場に、質・量ともに男性と対等に参画し、積極的に女性の意見を反映させ、地域や職場をはじめとする社会づくりに関わっていくことが求められています。

しかしながら、市が設置する審議会等の女性委員の割合については、26.7%（平成24年3月31日現在）と10年前（20.5%）に比べ6.2%上昇したとはいえ、依然として低い状況にあり、女性の政策・方針決定の場への参画はまだ十分ではありません。行政の分野をはじめ、企業や団体、地域活動の中で、女性の参画を促進することが求められています。

このため、女性の人材育成を積極的・継続的に推進する必要があり、また、市が設置する審議会等における女性委員割合についての具体的な数値目標の設定や女性管理職の登用促進などにより、市が率先して女性の参画を推進するとともに、事業所や各種団体等における女性参画拡大に向けた取組を支援することが求められています。

また、政策・方針決定過程への市民参画機会や方法を拡充することにより、多くの女性が市政に対し、意見を述べることができる場の提供が求められています。

審議会等の女性委員割合の推移



- ・小矢部市は、4月1日現在の数値を使用。富山県は、6月1日現在の数値を、国は、9月30日現在の数値を使用。
- ・小矢部市と富山県、国では、対象としている審議会等に相違があります。

成果目標

項目	現状 (H24)	前期目標 (H29)	担当課
審議会等における女性委員の割合	26.7%(H23)	40%	市民協働課
女性委員がいない審議会等の数	5(H23)	0	総務課
各審議会公募委員率	15.3%(H23)	20.0%	総務課
行政における女性管理職の登用率	25.8%	26.5%	総務課

【施策の方向】①審議会等への女性の参画促進

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
35	○審議会等の女性委員の割合拡大 審議会への女性委員の登用率について、平成29年度までに40%を達成することを目標とし、公募制の拡充や女性枠の設定等により、女性の政策・方針決定の場への参画を促進します。また、各審議会等において、男女ともに構成比率が30%を下らないことについても留意します。	継続	地域 各種団体 行政	市民協働課 関係各課		
36	○女性人材リストの整備・活用の推進 市が設置する審議会などへ広く女性の登用を促進するため、多様な人材発掘と人材の情報の充実を図り、審議会などの委員選出の際の積極的活用に努めます。	継続	地域	市民協働課	Ⅱ-(2)-①	44

【施策の方向】②女性管理職の登用促進

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
37	○ポジティブ・アクションの推進 男女の労働者の間に事実上生じている格差の解消を旨とし、女性労働者の能力発揮を促すために、国・県など関係機関と連携して、企業や職能団体などにおける意思決定の場への女性の参画や企画・渉外部門などへの積極的な女性登用について働きかけます。	新規	事業所	商工立地振興課		
38	○管理監督者への女性職員の登用促進 率先して女性管理職の登用に努めます。	継続	行政	総務課		

【施策の方向】③政策・方針決定過程での男女共同参画の拡大

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
39	○地域活動組織や各種団体等の女性役員の割合拡大 地域活動組織や各種団体等の女性役員の割合の拡大を図ります。	新規	地域 各種団体	市民協働課 関係各課		
40	○パブリックコメントへの積極的参加の促進 市の重要な政策・方針決定の場合、パブリックコメントを行うこととしているが、相対して意見が少ないことから、PRチラシ等を作成し、市民意見の反映を図ります。	拡充	地域 各種団体 行政	総務課 関係各課		
41	○女性議会の開催 隔年で女性議会を開催し、女性の地位向上と社会的視野を広め、生活に密着した課題や問題を捉え、市政への提言など、女性の声を市政に反映させます。	継続	地域 各種団体 行政	市民協働課	Ⅱ-(2)-①	45
42	○市民提案型まちづくりの推進 おやべ型1%まちづくり事業により、広く市民提案事業に対し、支援するほか、市民と市職員で構成されるまちづくり研究会の推進を図ります。	継続	地域 各種団体 行政	市民協働課		
43	○防災分野における女性参画の拡大 防災分野における女性参画の率が他に比べて低いことから、積極的に女性の参画拡大を図ります。	新規	地域 各種団体 行政	総務課		

ポジティブ・アクション：

ポジティブ・アクションについて、一義的に定義することは困難ですが、一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のことをいいます。

例えば企業などでは、固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から

- ・ 営業職に女性がほとんどいない
- ・ 課長以上の管理職は男性が大半を占めている

等の差が男女労働者の間で生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組をいいます。

重点課題(2) 女性の人材育成

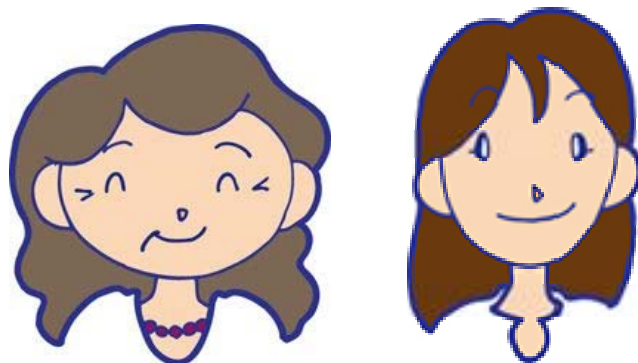
現状と課題

小矢部市においては、これまで9回の女性議会の開催や女性フォーラムの開催等を通じ、女性人材の発掘や育成に取り組んできました。しかしながら、女性が政策・方針決定の場に参画することは、まだ少ない状況にあります。

女性人材の発掘はもとより、女性議会をはじめとする人材育成の機会を充実し、さらなる女性人材の育成を図り、それらの人材が活躍できる場を提供するとともに、人材情報を収集・整備し、提供していくことが求められています。

成果目標

項目	現状 (H24)	前期目標 (H29)	担当課
人材リストの登録者数	—	50人	市民協働課
協働のまちづくり講座女性受講者数	22人	30人	市民協働課
市民教養講座女性登録者数	30人	45人	生涯学習文化課



【施策の方向】①女性の人材育成の推進

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
44	○女性人材リストの整備・活用の推進 市が設置する審議会などへ広く女性の登用を促進するため、多様な人材発掘と人材の情報の充実を図り、審議会などの委員選出の際の積極的活用に努めます。	継続	地域	市民協働課	Ⅱ-(1)-①	36
45	○女性議会の開催 隔年で女性議会を開催し、女性の地位向上と社会的視野を広め、生活に密着した課題や問題を捉え、市政への提言など、女性の声を市政に反映させます。	継続	地域 各種団体 行政	市民協働課	Ⅱ-(1)-③	41
46	○地域活動組織や各種団体等への運営への女性の参画促進 地域活動組織や各種団体等と連携し・協力し、男女平等・共同参画をテーマとした意識啓発講座や出前講座等を開催し、女性参画や女性リーダーの必要性について理解と周知を図り、女性の登用を促します。	拡充	地域 各種団体 行政	関係各課		
47	○女性リーダー対象講座の開催 女性リーダーを対象とした男女共同参画、団体の活性化、ボランティア活動への参加等、現代のさまざまな講座を開催し、資質向上を図ります。	継続	地域 各種団体 行政	市民協働課 生涯学習文化課		
48	○女性消防団員の加入促進 女性消防団員の加入促進を図り、地域の防災リーダーを育成するとともに、防火・防災の普及に努めます。	新規	地域	総務課		

【施策の方向】②女性を中心とするグループの活動支援及びネットワークの充実

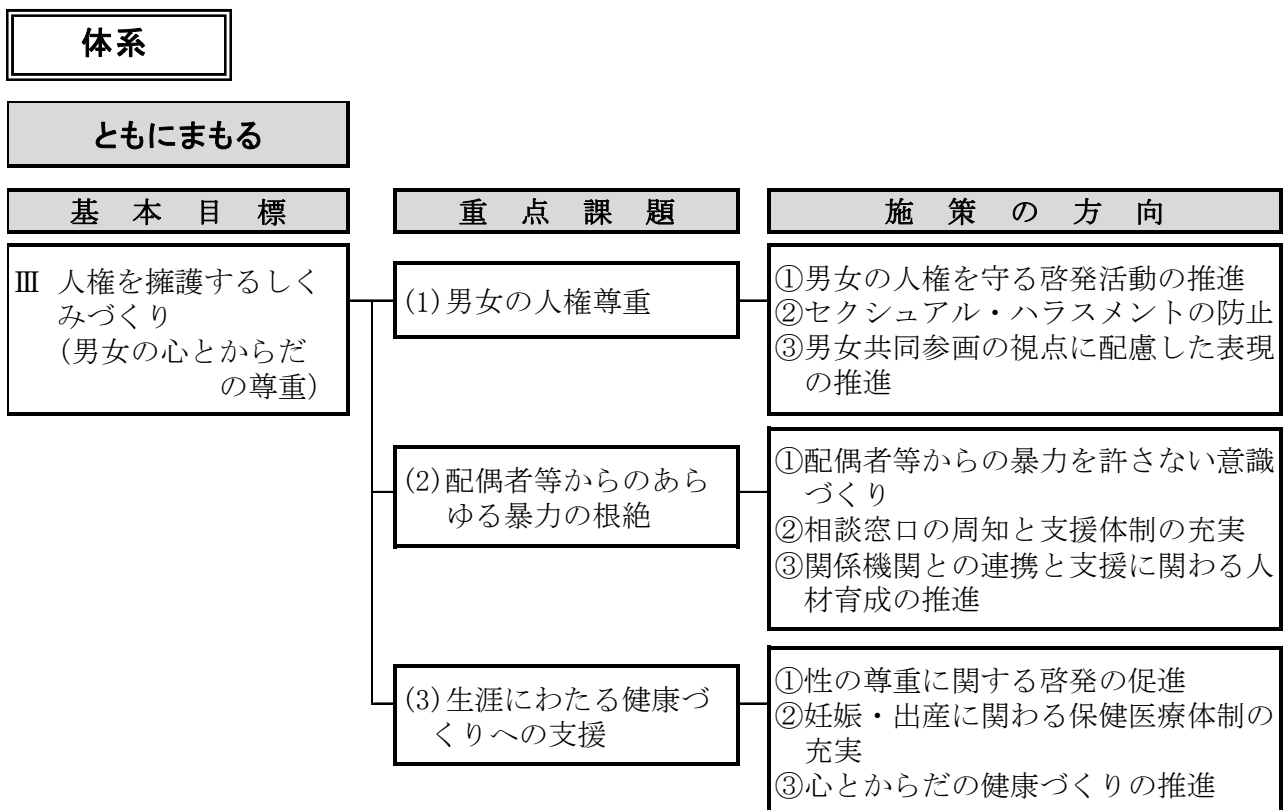
事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
49	○学習・交流機会の充実 各種生涯学習講座や出前講座等を通して、日常生活に役立つ知識や技能を習得する学習や女性の資質向上を図る学習機会を提供するとともに、市内外の団体間の交流機会の充実を図ります。	継続	各種団体 地域	生涯学習文化課 秘書広報課 市民協働課		
50	○女性団体への活動支援 女性団体が相互に連携し、女性の地位と福祉の向上を図るための実践活動を支援するとともに、まちづくり事業を行う団体については、おやべ型1%まちづくり事業を活用し支援を行います。	継続	地域 各種団体 行政	市民協働課 生涯学習文化課		

基本目標Ⅲ 人権を擁護するしくみづくり
（男女の心とからだの尊重）

人権は、人類が共有する普遍的な価値であり、また、男女の人権尊重は、男女共同参画社会の根底をなすものです。

家庭、職場、地域などあらゆる場において、人権の軽視・侵害や性別による差別がなく、人権が尊重され、男女が対等にいきいきと生活できる社会をめざすことを基本目標とします。

そのためには、男女の個人としての尊厳や男女平等に関する意識啓発に努めるほか、配偶者等からのあらゆる暴力の根絶など、顕在化してきた人権侵害への対策に取り組みます。また、男性も女性も、お互いの性について理解し尊重することや妊娠・出産等の保健医療体制の充実、男女の心とからだの健康づくりに取り組みます。



重点課題(1) 男女の人権尊重

現状と課題

男女の人権等に関する問題等については、各種行政相談や社会福祉協議会での法律相談をはじめ、人権擁護委員や行政相談委員による相談を実施していますが、まだまだ顕在化していない問題が存在しています。

男女の人権を守るためには、市民自らが人権擁護の意識を自覚するとともに、人権擁護の体制づくりが必要です。

また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントは、男女が対等な仕事の仲間としてではなく、性的対象として意識されるところからおこるもので、人権侵害、労働権の侵害になります。男女雇用機会均等法（改正均等法）では、事業主に「職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための雇用管理上の措置」が義務づけられ、セクハラ防止対策が強化されました。しかしながら、行為者が自己の行為をセクシュアル・ハラスメントに当たるものと意識していないことも多々あり、働く男女が能力を十分に発揮することができるようさらなる啓発が求められています。

こうしたことから、様々な情報媒体において、人権を尊重し、性別による固定的な役割分担意識を助長する表現等がないよう十分な配慮が求められています。

セクシュアル・ハラスメント：

他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動（人事院規則 10-10）

男女雇用機会均等法：

雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を目的として、昭和 61 年 4 月に施行。労働者の募集や採用、配置、昇進などにおいて男女間の差別の禁止などが規定されている。

成果目標

項目	現状 (H24)	前期目標 (H29)	担当課
人権啓発回数	3回(H23)	4回	市民協働課
人権研修会の参加者数	251人(H23)	280人	市民協働課

【施策の方向】①男女の人権を守る啓発活動の推進

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
51	○人権教育・啓発推進事業の推進 すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現をめざして、人権教育及び人権啓発推進に関する法律に沿って、学校・地域・家庭その他様々な場を通して、それぞれが連携を図りつつ、人権教育の普及及び啓発に努めます。	継続	地域 家庭 事業所	市民協働課	I-(2)-① I-(2)-②	19 24
52	○人権相談窓口・機関等の周知 人権相談窓口や人権相談機関の周知に努めます。相談においては個人情報保護と守秘義務の徹底に配慮し、関係機関と連携を図りながら相談体制の整備に努めます。	継続	地域 行政	市民協働課		
53	○職場における人権の意識啓発 社内における啓発の取り組みや人権意識を高め、(性別、働き方などの)多様性を認め、働きがいのある職場づくりを通じて、人権の尊重が定着することをめざして企業へ働きかけを行います。	継続	事業所	商工立地振興課		

【施策の方向】②セクシュアル・ハラスメントの防止

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
54	○職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止の取組と従業員への周知 職場において従業員へのセクシュアル・ハラスメントの防止の周知とその対策や適切な対処が図られるよう、県労働局雇用均等室などの関係機関と連携し啓発に努めます。	継続	事業所	商工立地振興課		
55	○相談窓口の周知 女性へのあらゆる暴力についての相談窓口の周知に努めます。相談においては個人情報保護と守秘義務の徹底に配慮し、関係機関と連携を図りながら相談体制の整備に努めます。	継続	事業所 行政	社会福祉課		

【施策の方向】③男女共同参画に配慮した表現の推進

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
56	○市の刊行物に関するガイドラインの作成、周知 男女共同参画の推進を阻害する表現が用いられないよう、本市が発行する刊行物に関するガイドラインを作成し、周知に努めます。	継続	行政	総務課 市民協働課		
57	○青少年にとって有害な図書、広告物等の排除 次世代を担う青少年にとって有害な図書、広告物等を地域と連携し、排除します。	継続	地域各種 団体	社会福祉課 生涯学習文化課		

重点課題（2）配偶者等からのあらゆる暴力の根絶

現状と課題

暴力は、被害者の心身を傷つけ、人権を著しく侵害する、決して許されない行為です。しかし、男女間の暴力は、配偶者・パートナーからの暴力（DV）、ストーカー行為など様々な形で存在しています。

特にDVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、その被害の多くが女性であり、これまであまり表面化されず、社会的認識や対策も十分ではありませんでした。

本市でもDVに関する相談件数は、増加傾向にあるなど、DV被害が顕在化してきています。

配偶者等からのあらゆる暴力の根絶は、男女共同参画社会を実現するうえで克服すべき重要課題であり、社会全体で暴力を許さないという意識づくりと防止対策や被害者支援などの総合的な取組が必要とされています。

DV（ドメスティック・バイオレンス Domestic Violence）：

一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用される。

成果目標

項目	現状 (H24)	前期目標 (H29)	担当課
DVに関する相談件数	20件(H23)	20件	社会福祉課

【施策の方向】①配偶者等からの暴力を許さない意識づくり

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
58	○配偶者等からの暴力などに関する現状把握 配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントなど暴力に関する現状把握に努めます。	継続	家庭 事業所	社会福祉課 商工立地振興課		
59	○配偶者等からの暴力防止などに関する意識啓発 すべての人々の人権が真に尊重され、暴力を許さない社会の実現に向けた広報誌、ホームページ、ケーブルテレビなどを通じた啓発を行い、国等の関係機関と連携を図ります。	継続	家庭 地域 各種団体	社会福祉課 市民協働課		

【施策の方向】②相談窓口の周知と支援体制の充実

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
60	○広報誌やホームページを利用した相談窓口の周知 広報誌やホームページを利用してDV等の相談窓口の周知に努め、関係機関と連携を図りながら相談体制の周知に努めます。	継続	家庭地域	社会福祉課		
61	○女性相談員の配置など相談しやすい相談体制の整備 女性相談員の配置やプライバシーの保護に配慮した相談体制をとり、関係機関と連携を図りながらだれもが相談しやすい体制の整備に努めます。	継続	家庭地域	社会福祉課		
62	○暴力被害者に対する支援(生活の自立支援・カウンセリング等)の充実 自立支援・カウンセリング等、被害者の安心安全に配慮しながら自立と心のケアについて、専門機関と連携を図りながら支援に努めます。	継続	家庭地域	社会福祉課		

【施策の方向】③関係機関との連携と支援に関わる人材育成の推進

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
63	○関係機関との連携による早期発見・通報体制の整備 医療関係者、警察、民生委員・児童委員、人権擁護委員、男女共同参画推進員などとの連携を図り、DV被害者の早期発見・通報等に関する体制の整備に努めます。	新規	行政 各種団体	社会福祉課		
64	○支援に関わる人材育成の推進 DV被害者の早期発見や二次被害防止のため支援に関わる人への研修の場の提供に努めます。	新規	行政 各種団体	社会福祉課		

重点課題（3）生涯にわたる健康づくりへの支援

現状と課題

女性も男性も各人がそれぞれの身体の特徴を十分に理解し合い、思いやりを持って生きていくことは男女共同参画の社会の形成に当たっての前提と言えます。

とりわけ女性は、妊娠や出産をする機会があるだけでなく、更年期障害などライフスタイルを通して男性とは異なる健康上の問題に直面します。

一方、男性は喫煙飲酒の機会が多いことや長時間労働者が多いことから生活習慣病の予防など生涯にわたる健康づくりの支援が必要です。

そのため、男女がお互いの身体の違いを尊重しながら、「性と生殖に関する健康と権利」についての視点に立って、男女がともに性に対する正しい知識を持ち、自ら判断できる能力を養うことが重要になってきています。

また、男女が生涯にわたって健康であるためには、スポーツ活動を通じた体力づくりや健康診査などによる予防事業の充実が求められています。さらに、現代社会においては、精神的な健康の保持・増進が大切な課題となっており、心の健康づくりへの取組が必要となっています。

「性と生殖に関する健康と権利」：

女性が自らの健康や体について正確な知識を持ち、性の主体として自らが決定すること。また・そのために必要な情報が得られること。1994年の世界人口開発会議で提唱され、今日の女性の人権の重要な一つと認識されています。

成果目標

項目	現状 (H24)	前期目標 (H29)	担当課
ママパパ講座の年間受講者数	146人(H23)	146人	健康福祉課
体育施設の利用者数(延べ)	188,861人(H23)	195,000人	スポーツ課
総合型地域スポーツクラブ会員数	1,890人	2,500人	スポーツ課

【施策の方向】①性の尊重に関する啓発の促進

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
65	○学校における適切な性に関する指導の実施 性に関する正しい知識を身につけ、生命の尊重 や心のつながりを重視し、保護者の理解を得な がら適切な指導を行います。	継続	学校 家庭	健康福祉課 教育総務課		
66	○思春期の性、安全な妊娠、性感染症の防止、 避妊、更年期の対応等についての情報提供と啓 発の実施 性を尊重し、生殖に関する自己決定権とそれに 伴う責任において、正しい知識と情報を提供し、 啓発に努めます。	継続	家庭	健康福祉課 教育総務課		

【施策の方向】②妊娠・出産に関わる保健医療体制の充実

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
67	○安心な妊娠・出産への保健活動等の支援の 充実 安心な妊娠・出産への支援を図るための、妊婦 への健康診査・指導及び妊婦健康相談の充実を 図るとともに、妊産婦への医療費助成を行い、経 済的負担の軽減を図ります。	継続	家庭	健康福祉課 社会福祉課		
68	○事業主や従業員に対する、妊娠中の女性労働 者の健康管理についての理解促進 妊娠・出産期の母性健康管理に配慮した職場環 境の整備のため、意識啓発を行います。	拡充	事業所	商工立地振興課 健康福祉課		
69	○不妊症・不育症に関する専門相談及び治療助 成の充実 不妊症治療費の一部を助成し、経済的負担の軽 減を図り、少子化対策の充実を図ります。また、 不妊症・不育症に悩む夫婦に対し相談や情報提 供を行います。	継続	家庭	健康福祉課		



【施策の方向】③心とからだの健康づくりの推進

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
70	○男女の健康をおびやかす問題についての対策 促進 HIV(エイズ)、性感染症、薬物乱用、喫煙等、健 康をおびやかす問題についての対策を推進しま す。	新規	家庭	健康福祉課		
71	○誰もが参加できる軽スポーツ、レクリエーション の普及・促進 男女のスポーツ活動の参加を促進し、誰もが手 軽に取り組めるスポーツの推進により健康・体力 づくりに努めます。	継続	地域	スポーツ課		
72	○男女の生涯を通じた健康保持の増進 健康診査、健康相談、食生活改善事業等の充実 など男女のライフステージに応じた適切な対策を 推進します。	継続	家庭	健康福祉課		
73	○心の相談事業の充実 自殺やアルコール問題等、様々な心の健康相談 事業を充実します。	継続	家庭	健康福祉課		



基本目標Ⅳ 男女の自立を促す環境づくり

（社会活動等へ男女共同参画の推進）

男女共同参画社会が実現されるには、男女が対等な構成員として社会に参画し、社会的利益を享受するとともに、職業責任や家事・育児・介護などの家庭責任をも果たしていくことが必要です。そのためには、個々人において、精神的な自立はもとより、家庭をはじめとする生活面での自立、就労の場における経済的な自立、また、地域や様々な場での社会的な自立が不可欠であり、そのための環境づくりが必要と考えます。

このような視点に立ち、家庭、職場、地域等での男女共同参画を進めることを基本目標とします。

体系

ともにつくる

基本目標

重点課題

施策の方向

Ⅳ 男女の自立を促す環境づくり
（社会活動等への男女共同参画の推進）

(1) 家庭での男女共同参画の推進

- ① 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）
- ② 男女共同による家事・育児・介護の促進
- ③ 職場と家庭の両立支援体制の充実
- ④ 子育て支援・介護支援の充実

(2) 職場・仕事での男女共同参画の推進

- ① 雇用・労働条件の男女平等の確保
- ② 農林業や商工自営業における女性の参画促進
- ③ 女性の起業支援

(3) 地域での男女共同参画の推進

- ① 男女で担う地域活動、ボランティア・NPO活動の推進
- ② 高齢者が安心して暮らせる環境づくり
- ③ 障がい者、ひとり親家庭、外国人等の自立支援

(4) 国際社会における理解と協調

- ① 国際交流・国際理解の推進
- ② 地域における在住外国人との共生

重点課題(1) 家庭での男女共同参画の推進

現状と課題

家庭は、社会の基本単位であり、家庭のあり様は、社会の縮図であるとともに、社会を変えていく原動力でもあります。

家庭においても、男女が互いの人格を認め合い、平等の関係に立ちながら、支え合い、共に責任を担い、協力し合う中から、苦楽を分かち合う家族関係が求められています。

男女共同参画に関するアンケート（平成24年実施）では、「夫も妻も、共同して家事・育児・介護をするべき」の考え方について尋ねた結果で、「賛成」「どちらかといえば賛成」の割合が85.5%と高い数値となっていますが、実際の家庭での現状は、家事は主に女性の負担となっているなど、男女の共同の考えが浸透しているにもかかわらず、従前からの分担意識から抜けきれない状況にあります。

仕事をもって働く女性は、仕事も家事も負担している場合が多く、自由時間もなく、ゆとりのない生活実態となっています。働きざかりの男性においては、長時間労働の傾向があり、家事・育児・介護への参画が難しい状況があります。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、家族が安心して暮らし、責任を果たし、家庭での男女共同参画を進めるために重要なものです。そのためには意識啓発とともに、実際的な体験講習会など男女の生活能力を高める身近な取組が必要となっています。

また、ワーク・ライフ・バランスを推進するためには、職場と家庭との両立が重要な課題となっており、多様な勤務形態の普及促進や男女で取得する育児・介護休業の周知をはじめ、法制度の改正に伴う職場改善の徹底や、法を上回る独自制度をもつファミリー・フレンドリー企業の普及などによる就業環境の整備が求められています。

少子・超高齢化が進み家族形態が多様化する今日、育児や介護を社会全体で支える体制の整備が大きな課題であり、小矢部市におけるアンケート調査の結果からも男女共同参画社会を形成していくために行政が力を入れるべきことは、「保育施設、育児サービスなどの子育て支援の充実」「高齢者や病人の施設や介護サービスなどの充実」の割合がそれぞれ60%近くと高い数値となっています。このことから多様化するニーズに応じたきめ細かい保育の実施や福祉・介護サービスの充実が特に必要となっています。

ワーク・ライフ・バランス：

平成19年12月18日、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」および「仕事と生活の調和のための行動指針」が、政労使の合意の上、策定されました。

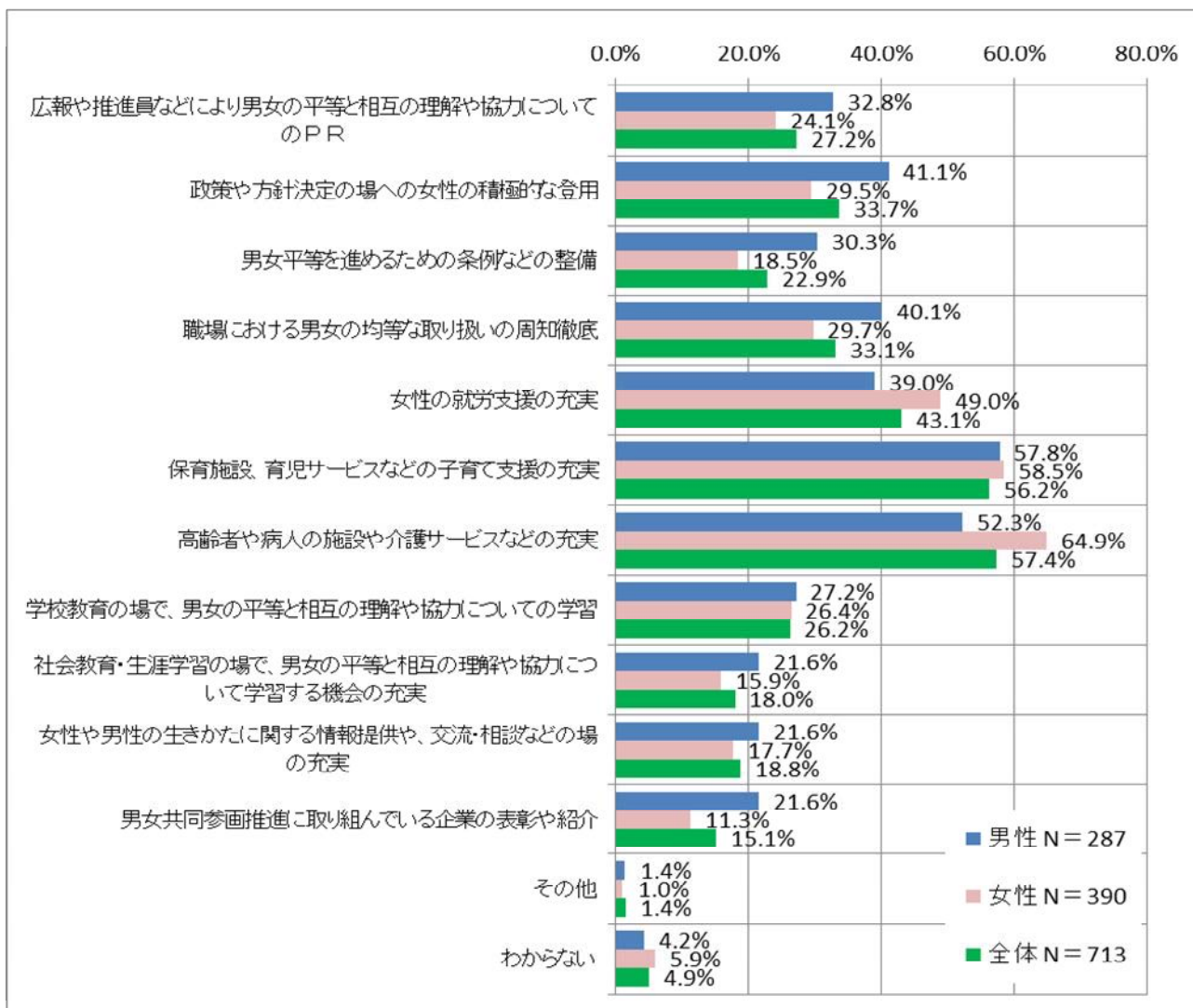
「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では目指すべき社会の姿として、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」を掲げ、（1）就労による経済的自立が可能な社会 （2）健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会 （3）多様な働き方・生き方が選択できる社会を目指すべきとしています。

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」より

ファミリー・フレンドリー企業：

男女ともに仕事と家庭を両立し、働き続けられる社会づくりへの取組が重要です。仕事と育児・介護両立のためのさまざまな制度を設け、労働者が多様で柔軟な働き方を選べるように取組を行っている企業をいいます。厚生労働省は10月を「仕事と家庭を考える月間」として、ファミリー・フレンドリー企業を表彰しています。

【男女共同参画社会形成に行政はどのようなことに力を入れていったらよいか】（複数回答可）



男女共同参画に関するアンケート調査（平成24年実施）より

成果目標

項目	現状 (H24)	前期目標 (H29)	担当課
放課後児童クラブ受入率	100%(H23)	100%	社会福祉課
4か月児健診受診率	99.5%(H23)	100%	健康福祉課
ファミリーサポートセンター利用件数	192件(H23)	250件	社会福祉課
特別保育などの利用児童数			社会福祉課
休日保育	161人(H23)	200人	
一時保育	53人(H23)	80人	
延長保育	139人(H23)	190人	
病後児保育	81人(H23)	100人	

【施策の方向】①男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
74	○仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の啓発 国の憲章及び指針に基づき、企業や従業員等に対してワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組について啓発を行います。	新規	事業所 家庭	商工立地振興課 市民協働課	I-(1)-②	11
75	○多様な勤務形態の普及・促進啓発 短時間勤務制度・フレックスタイム制、在宅勤務制度、働く男女が柔軟に働ける制度の普及に努めます。	継続	事業所	商工立地振興課	I-(1)-②	12
76	○育児・介護休業法の適正な運用と利用しやすい職場環境作りの事業所への働きかけ 市内事業所に対し育児・介護休業法の適正な運用と利用しやすい職場環境づくりの働きかけを行い、ハローワークなど関係機関と協力し、所定外労働時間の短縮と育児・介護休暇制度の導入を促します。	継続	事業所	商工立地振興課		
77	○次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画の策定の推進 一般事業主行動計画の策定と計画目標の達成の取組の推進をします。また、一定の基準に達したことで認定(くるみん)を受けた事業所を紹介しします。	新規	事業所	商工立地振興課		

一般事業主行動計画：

一般事業主行動計画（以下「行動計画」）とは、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、（1）計画期間、（2）目標、（3）目標達成のための対策及びその実施時期を定めるものです。従業員101人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられています。

くるみん（次世代認定マーク）：

一般事業主行動計画を策定し、そこに定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定を受けた事業主は、次世代認定マーク（愛称：くるみん）を、商品、広告、求人広告などにつけ、子育てサポート企業であることをアピールすることができます。



【施策の方向】②男女共同による家事・育児・介護の促進

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
78	○「ママ・パパ講座」の充実 男女が安心して子育てができるよう妊娠・出産・育児に関する正しい情報を提供し、子育て意識の啓発を図ります。	継続	家庭	健康福祉課	I-(1)-② I-(2)-②	10 22
79	○共に学ぶ家事、育児、介護実技講座の開催 男女が家事、育児、介護について学ぶ講座等を開催します。	継続	家庭	健康福祉課 生涯学習文化課		
80	○男性向け家事・育児・介護等能力向上に向けた講座等の開催 男性向けの家事・育児・介護等の能力向上を目的に講座等を開催します。	新規	家庭	市民協働課 健康福祉課 生涯学習文化課	I-(1)-②	8
81	○男女で取得する育児・介護休業の促進 育児・介護休業の取得について、男女労働者に取得を促す啓発を行います。	継続	家庭 事業所	商工立地振興課 市民協働課		

【施策の方向】③職場と家庭の両立支援体制の充実

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
82	○ファミリー・フレンドリー企業の啓発 仕事と育児・介護の両立できる制度や柔軟な働き方が可能な制度を導入し、その成果が認められる「ファミリー・フレンドリー企業」を紹介し啓発します。	継続	事業所	商工立地振興課		
83	○育児、介護後の再就職希望者の支援 育児、介護を理由に離職した男女の再就職の支援を行います。	継続	事業所	商工立地振興課		
84	○事業所内保育施設の設置促進 職場と育児が両立できる、働きやすい環境を整えるため、企業に設置を促進します。	継続	事業所	商工立地振興課		
85	○子育てや介護をしながら働く男女への理解と環境づくり 少子高齢化社会にあって子育て・介護は、労働者にとって、家庭においても職場においても厳しい環境にあることから、従業員も含めた事業所への理解を求め、働きやすい環境づくりの啓発を行います。	新規	家庭 事業所	商工立地振興課 市民協働課		



【施策の方向】④子育て支援・介護支援の充実

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
86	○放課後児童クラブ(学童保育)の充実 地域社会の中で、放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して、健全な育成を推進し、その保護者の仕事と子育ての両立を支援します。	継続	家庭	社会福祉課		
87	○ニーズに応じた保育サービスの充実 多様化する保育ニーズに対応するため、保育所における延長保育、休日保育、病児・病後児保育などの保育サービスの拡充に努めます。	継続	家庭	社会福祉課		
88	○保育サポーター事業の推進 保育の援助が必要な場合に、一時的に子育てを手伝うボランティアの登録を推進します。	継続	家庭	社会福祉課		
89	○ファミリー・サポート・センターの利用促進 児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動による地域ぐるみでの子育て支援を促進します。	継続	家庭	社会福祉課		
90	○福祉・介護サービスの充実 援助が必要な高齢者及びその家族などに必要とされる介護予防・生活支援のためのサービスを提供します。	継続	家庭	健康福祉課		
91	○公民館の利用や高齢者・PTAとの連携による、地域の子育て機能の向上の促進 公民館やミニ文庫を利用しながら地域ぐるみの子育て支援を促進します。地域おやべっ子教室を実施し、地域ぐるみの子育ての環境整備に努めます。	継続	家庭	生涯学習文化課		
92	○子ども家庭支援センターの機能充実 地域子育て支援拠点施設を整備し乳幼児及び保護者の交流、相談、情報提供など子どもの健全な育成を支援します。	拡充	家庭	社会福祉課		
93	○児童虐待防止の推進 子育てに関する相談体制を充実し、児童虐待の防止に努めます。	継続	家庭	社会福祉課		



重点課題（2） 職場・仕事での男女共同参画の推進

現状と課題

仕事に就くことは、経済的自立を支えるとともに、個々人のライフステージにおいては、社会的な自己実現の場として、また、就労を通じた女性の社会参画をすすめる場として、極めて重要な意味を持っています。

経済の長期的低迷により、若年層や女性の非正規労働者が増加し、出産・育児等による就業の中断などで女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合が少なくありません。男女雇用機会均等法の改正など各種法律の整備の改善はなされてきましたが、女性の賃金が低く抑えられていたり、仕事内容が偏っているなど、実質的な不平等が残っていることは否めません。また、育児・介護休業の男性取得率も大変低い状況にあります。

職場では、男女の区別なく、公平にその能力・意欲などが評価されなければなりません。現行法制度の適正な運用を促進し、雇用条件や賃金、能力開発機会の確保等における実質的な平等のもと、男女がともに働きやすい職場環境の形成が求められています。

また、農林業の分野では、女性の労働と経営参画が明確に認識されていない場合が多く、家族の中での労働の再確認や、女性による農業経営への参画の推進が求められています。また、農林業団体における女性役員も少なく、農業経営の方針決定にあたって、女性参画の場は十分とは言えません。

農村社会の比重が依然として大きい小矢部市においては、特に、農業分野での男女共同参画の推進は、重要な課題と考えられます。

一方、商工業の分野においても、商工団体における女性役員が少ないなど、同様の状況にあり、今後は、商店街の活性化への取組や商工業における経営にも、女性の積極的な参画が望まれています。

このような状況において、男女の職域を相互に拡大するとともに、女性起業家の育成を促進することは、極めて効果的であり、多様な形態での起業化を支援することが求められています。

成果目標

項目	現状 (H24)	前期目標 (H29)	担当課
女性農業士の数	18人	20人	農林課

【施策の方向】①雇用・労働条件の男女平等の確保

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
94	○労働基準法・男女雇用機会均等法・パートタイム労働法の周知及び適正な運用の普及啓発 労働者の雇用環境の整備や公正な待遇の実現に向けて富山労働局雇用均等室と連携を図りながら、周知啓発に努めます。	継続	事業所 家庭	商工立地振興課 市民協働課		
95	○働く人への相談や情報提供等による支援 就職案内の窓口である職業安定所(ハローワークおやべ)との連携強化による情報提供を充実します。	継続	事業所	商工立地振興課		
96	○事業所向けのアンケートの実施 男女共同参画に対する事業所向けのアンケートを実施し、実態把握に努めると共に、結果送付の際に啓発パンフレットを同封し、啓発に努めます。	新規	事業所	市民協働課	I-(2)-②	26
97	○男女の職域拡大のためのセミナー等の研修機会の提供 多様な職域への男女の参入を促進するため、研修機会の提供に努めます。	継続	事業所	商工立地振興課		



【施策の方向】②農林業や商工自営業における女性の参画促進

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
98	○「農山漁村男女共同参画推進指針」の啓発 「農山漁村男女共同参画推進指針」を普及啓発し、農村山村での男女共同参画を推進します。	継続	地域	農林課		
99	○「家族経営協定」締結の促進 家族の話し合いによって女性の経営参画を促し、経営全体の改善を図るため、「家族経営協定」締結の普及推進を図ります。	継続	家庭	農林課		
100	○農村女性研修の開催（女性農業士の育成） 農村において、女性が自由で個性豊かな活動を行って地域に貢献し、女性の社会的視野の拡大と資質向上の機会を提供を図ります。	継続	地域 各種団体	農林課		
101	○農林水産団体及び商工団体役員への女性参画の促進 農業協同組合等の女性役員、女性の農業委員、商工団体等の女性役員等の参画促進に努めます。	継続	各種団体	商工立地振興課 農林課		
102	○農業団体及び商工団体の女性部の活動支援及びネットワークの形成 農業団体及び商工団体における女性の参画を促進するため、女性部の活動支援とネットワークづくりに努めます。	継続	各種団体	商工立地振興課 農林課		

「農山漁村男女共同参画推進指針」：

「男女共同参画社会基本法」及び「食料・農業・農村基本法」で女性の参画の促進が明記され、農政の女性問題への対応の必要性についても明確にされた。平成11年に、これら2つの基本法の趣旨に即し、農村女性をめぐる問題を早急に解決し、男女共同参画社会の形成に向けて社会の変革を加速化させ、施策を一層推進するための方策を明示するとともに、農山漁村における男女共同参画社会の形成に向けた取組に当たっての留意事項とする等の新たな措置を含めた「男女共同参画推進指針」が策定された。

「家族経営協定」：

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。

【施策の方向】③女性の起業支援

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
103	○新規創業講座（セミナー）の開催 商工会や関係機関等協力しながら、講座等の開催を実施します。	継続	各種団体	商工立地振興課		
104	○インキュベート施設の利用及び入居者への経営、技術、販路開拓等の総合的な支援 廉価なインキュベート施設の提供と施設入居起業家への経営、技術、販路開拓等の総合的な支援を行います。	継続	各種団体	商工立地振興課		
105	○富山県中小企業支援センターとの連携強化 富山県中小企業支援センターと連携し、相談・助言や情報提供を充実します。	継続	各種団体	商工立地振興課		
106	○起業家向け融資制度の充実 自ら事業を始めようとする人への、事業資金貸付の斡旋を行います。	継続	各種団体	商工立地振興課		
107	○女性の起業を志す人へ情報提供等による支援 自ら事業を始めようとする人への、情報提供を充実します。	継続	各種団体	商工立地振興課		
108	○女性による農林水産加工品、特産品づくりの支援 直売や農林水産加工品、特産品づくりに取り組む女性起業家への支援を行います。	継続	各種団体	商工立地振興課 農林課		



重点課題（3）地域での男女共同参画の推進

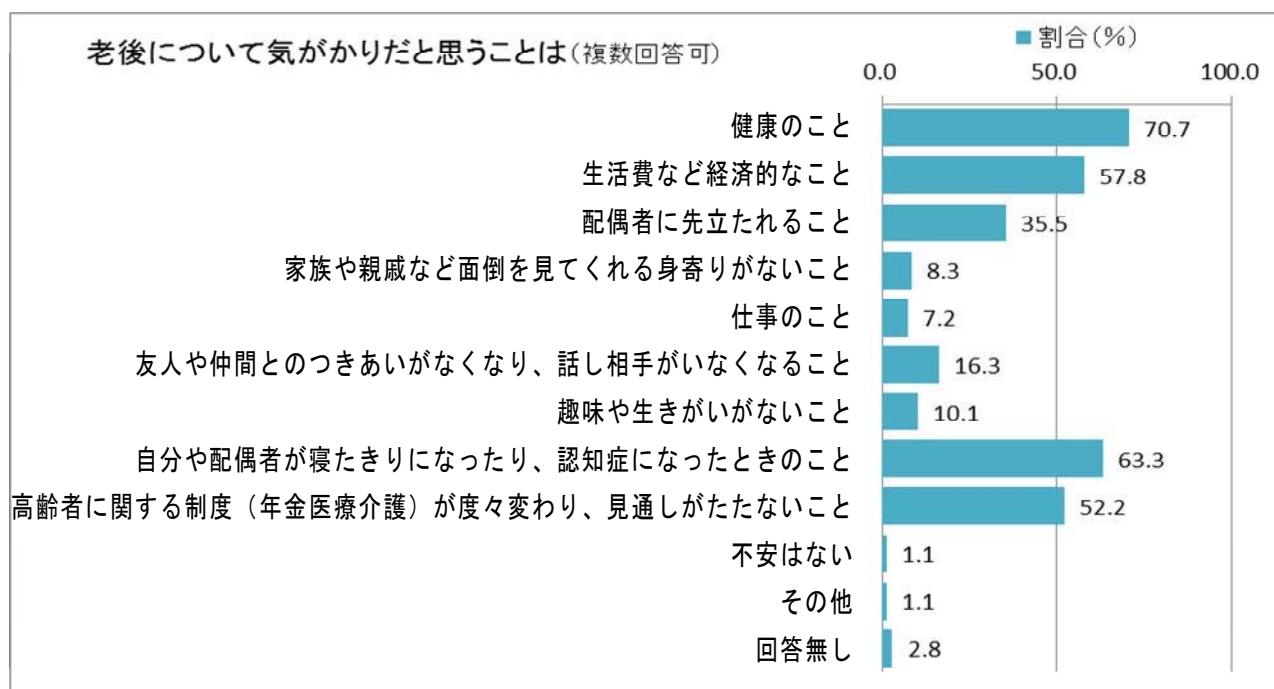
現状と課題

地域（地域コミュニティ）は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であり、そこでの男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現に不可欠です。地域においては、高齢化の進行により人口が減少を続け、男女がともに担わないと立ち行かなくなる状況となっています。

しかしながら、地域活動においては、今なお、固定的性別役割分担意識が根強く残っており、町内会役員をはじめ、地域団体の多くは女性の参画が少なく、地域における男女共同参画の更なる推進が必要です。このため、あらゆる年代の男女が主体的に地域活動やボランティア活動などを通じ、地域で参画していくことを促進する必要があります。

一方、今日の高齢社会において、高齢者が安心していきいきと暮らせる環境づくりは、生涯にわたる男女共同参画社会の実現に不可欠であり、特に、地域における高齢者の生きがいづくりは、その中の重要な役割を担うものです。高齢者が積極的に社会参加して、生きがいをもって生活を送ることができるような環境づくりが求められています。

また、地域社会において、障がいがあること、ひとり親家庭、日本で生活する外国人等様々な困難な状況に置かれている人々が安心して暮らせるように、男女共同参画の視点に立ち環境を整備する必要があります。



男女共同参画に関するアンケート調査（平成24年実施）より

成果目標

項目	現状 (H24)	前期目標 (H29)	担当課
地域活動の場で平等と感じる割合	21.5%	25%	市民協働課
要介護認定率	16.6%	19.8%	健康福祉課
シルバー人材センター会員登録数	390人	472人	健康福祉課
ふれあいいいききサロン開催延べ回数	560回(H23)	580回	健康福祉課
ボランティアセンター登録ボランティア登録者数	2,760人(H23)	3,000人	社会福祉課

【施策の方向】①男女で担う地域活動、ボランティア・NPO活動の推進

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
109	○ボランティア活動の促進 ボランティアセンターを中心にして、ボランティア活動に意欲を持つ市民に、情報を積極的に提供するとともに、男女が気軽に取り組める環境整備に努めます。	継続	各種団体 地域	社会福祉課		
110	○NPO、NGOの活動の推進 県や関係機関と連携し、講座やセミナーの開催など、必要な情報提供を行います。	継続	各種団体	市民協働課		
111	○協働のまちづくり講座の開催 市民と行政との協働のまちづくりを推進するため、協働のまちづくり講座を開催します。	新規	地域 各種団体	市民協働課	I-(3)-①	31
112	○男女共同参画をめざす活動及び団体・グループへの支援 男女共同参画をめざす活動及び団体・グループへの活動に対して、支援を行うほか、事業費の一部については、おやべ型1%まちづくり事業により、補助を行います。	新規	地域 各種団体	市民協働課	I-(3)-①	32
113	○男女で担う公民館や自治会等の地域活動の促進 公民館や自治会等の地域活動において、男女共同参画を積極的に促進します。	新規	地域 家庭	市民協働課 生涯学習文化課		
114	○結婚活動への支援 地域の人々（縁結びさん）による結婚活動の支援を行います。また、地域における男女間のコミュニケーションの醸成を図るよう努めます。	新規	家庭	市民協働課		

【施策の方向】②高齢者が安心して暮らせる環境づくり

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
115	○シルバー人材センターの活動充実 シルバー人材センターの会員数を増やし、就業に関する情報提供を推進します。	継続	地域	健康福祉課		
116	○高齢者サークルなど生きがい対策事業の支援 高齢者が積極的に社会参加して、生きがいを持って生活を送ることができるよう、趣味活動やその他交流機会の充実に努めます。	継続	地域	健康福祉課		
117	○自立生活の継続に向けた、介護予防・生活支援事業等の推進 高齢者が自立生活が継続できるよう、介護予防・生活支援事業、認知症の総合的支援体制の整備を推進します。	継続	家庭	健康福祉課		
118	○地域包括支援センター・在宅介護支援センターの充実 高齢者が安心して在宅生活を送ることができるよう、地域包括支援センター・在宅介護支援センターの活動を推進し、支援が必要な高齢者へのサービスの提供や相談体制の充実、高齢者虐待の防止を図ります。	拡充	家庭	健康福祉課		

【施策の方向】③障がい者、ひとり親家庭、外国人等の自立支援

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
119	○ひとり親家庭の自立促進 ひとり親家庭の自立を促進するため、医療費助成などの経済的支援や相談・情報提供の充実に努めます。	継続	家庭	社会福祉課		
120	○障がい者の自立促進 障がい者の自立を促進するため、医療費助成などの経済的支援や就労支援、相談・情報提供の充実に努めます。	継続	家庭	社会福祉課		
121	○市内在住外国人への情報提供及び支援 地域の生活者として、日本人も外国人も暮らしやすい地域づくりを推進し、相談・情報提供に努めます。また、日本語習得の支援なども実施します。	拡充	地域	企画政策課		

重点課題（４）国際社会における理解と協調

現状と課題

経済・社会のグローバル化が進む中、国際交流を通じて、我が国固有の優れた文化や伝統を尊重するとともに、実際の家庭や地域社会の状況を広い視野から判断し、世界の女性とともに支え合い、国際社会における男女平等、平和の実現に貢献することが求められています。

地域における在住外国人との共生は、最も身近な国際化の課題であり、そのような取組を通じて、異なるもの(文化・人権・性)を認め合う考えをしっかりと持てる「自立した国際人」となることが求められています。

【施策の方向】①国際交流・国際理解の推進

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
122	○国際社会における男女共同参画の理解の推進 政治、経済等の国際情勢における女性の状況を理解する情報の収集・提供、講座やセミナーを実施します。また、国際社会における男女共同参画の情報提供を行います。	継続	地域	企画政策課		
123	○国際交流・国際理解の推進 国際交流・国際理解を推進するため、情報提供や国際交流を行う団体の支援に努めます。	拡充	地域 各種団体	企画政策課		
124	○学校における外国語教育の推進 ALTによる外国語教育・国際理解を推進します。	継続	学校	教育総務課		
125	○国際的な視野をもつ生徒の育成 海外派遣事業を継続実施し、国際的な視野をもつ生徒の育成と国際理解を推進します。	継続	学校	教育総務課		

【施策の方向】②地域における在住外国人との共生

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
126	○市内在住外国人との交流機会の充実 市内在住外国人等との交流機会を作り、地域交流に努めます。	継続	地域	企画政策課		

基本目標V プランの推進

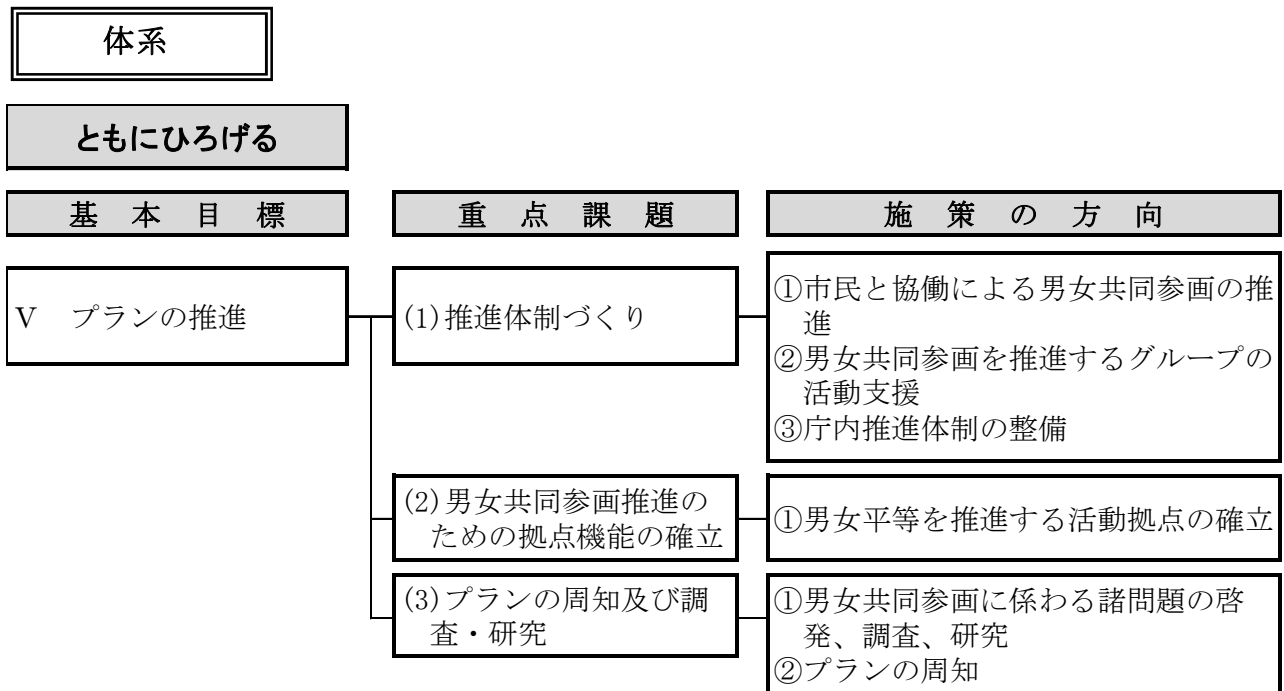
男女共同参画社会の実現に向けて、「小矢部市男女共同参画プラン」の着実な推進を基本目標とするものです。

計画の推進にあたっては、行政だけでなく、家庭、学校、地域、事業所、各種団体が、様々な立場から責任を担い、協力しあう中で施策を進めていくことが不可欠です。

本プランの実現に向けて力を合わせるため、市民が話し合う共通の場として、また、プランの進行状況を評価し、必要な意見を市に提言する場として、平成18年度に「小矢部市男女共同参画推進協議会」が設置され、協議いただいているところです。また、平成15年に設置した「小矢部市男女共同参画推進員」は、小矢部市における男女共同参画の推進において、中心的な役割を担っていただいています。

本プランの実現のためには、本プランを広く市民に周知徹底し、理解と協力を求めることが必要であり、様々な手段により、PRを図ってまいります。

一方、時代の変化に伴い、男女共同参画への取組は、より進展していくことが予想されます。国・県等関係機関とも連携し、男女共同参画に係わる諸問題の調査研究を引き続き実施し、情勢の的確な把握を行い、具体的な施策に反映することにより、男女がさらに輝く、いきいきとしたまちの実現に努めてまいります。



重点課題(1) 推進体制づくり

現状と課題

平成 15 年に「小矢部市男女共同参画プラン」が策定され、その進行管理を行うことを目的として、平成 18 年に「小矢部市男女共同参画推進協議会」が設置され、協議いただいています。市内の推進体制についても充実することが求められています。

また、引き続き、市民と行政が協力し合って取り組むことが必要であり、連携を強化していくことが求められています。

【施策の方向】①市民と協働による男女共同参画の推進

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
127	○男女共同参画推進協議会による進行管理 男女共同参画推進協議会において、計画や男女共同参画に関する重要な事項について調査・審議を行います。	継続	各種団体 地域	市民協働課		
128	○行政相談員や人権擁護委員を始めとする関係機関との連携 多様化する男女共同参画に関する問題に対処するため、行政相談員や人権擁護委員を始めとする関係機関との連携を強化します。	継続	地域 各種団体 行政	市民協働課		
129	○国・県・関係機関との連携 計画を推進するに当たって、国・県・関係機関との連携や他市町村との情報交換を図ります。	新規	行政	市民協働課		
130	○男女共同参画都市宣言の実施 市をあげて男女共同参画社会づくりを推進するため、男女共同参画都市宣言を行います。	新規	行政	市民協働課		

【施策の方向】②男女共同参画を推進するグループの活動支援

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
131	○グループ間のネットワークの構築 男女共同参画社会の実現に向けて活動する民間団体との連携を強化し、各種団体のネットワークづくりと市民参画による計画の推進に努めます。	継続	各種団体 地域	市民協働課		
132	○小矢部市男女共同参画推進員の活動支援 男女共同参画社会の実現に向けて積極的に活動している小矢部市男女共同参画推進員の支援を行います。	拡充	各種団体 地域	市民協働課		



小矢部市男女共同参画推進員における研修会



小矢部市女性団体連絡協議会による女性フォーラム

【施策の方向】③庁内推進体制の整備

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
133	○庁内体制の充実 計画を推進するとともに評価・点検や調査研究 を行うため、庁内組織である「小矢部市男女共 同参画プラン推進委員会」を組織し、関係部局 との連携を図ります。	新規	行政	市民協働課		

重点課題(2) 男女共同参画推進のための拠点機能の確立

現状と課題

これまで、男女共同参画を推進する活動拠点が明確でありませんでした。平成22年におやべ市民活動サポートセンターが開設され、市民活動の拠点が整備されたことから、今後は、サポートセンターを始めとする既存施設の有効利用を図り、活動拠点を確立することが求められています。

【施策の方向】①男女平等を推進する活動拠点の確立

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業番号
134	○男女共同参画推進の活動拠点の確立 市民活動サポートセンターを中心として、既存施設を有効活用し、男女共同参画推進の活動拠点を確立します。	継続	行政	市民協働課		
135	○生涯学習施設の充実 公民館などの生涯学習施設の充実を図ります。	継続	行政	生涯学習文化課		
136	○男女平等に関する相談窓口の周知 小矢部市家庭児童相談室で行っている男女平等に関する相談窓口の周知を図ります。	継続	行政	市民協働課 社会福祉課		



おやべ市民活動サポートセンター

重点課題(3) プランの周知及び調査・研究

現状と課題

男女共同参画社会を実現していくためには、市民に対する本プランの周知徹底が不可欠であり、また、男女共同参画に係わる諸問題についても、調査・研究を引き続き進めていくことが求められています。

成果目標

項目	現状 (H24)	前期目標 (H29)	担当課
男女共同参画市民フォーラム参加者数	150人(H23)	250人	市民協働課

【施策の方向】①男女共同参画に係わる諸問題の啓発、調査、研究

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
137	○男女共同参画に関する市民意識の実態調査 男女共同参画に関するアンケートを定期的 に実施して、市民の意識変化の調査を行い 市民ニーズに合った施策展開を行います。	継続	家庭	市民協働課	I-(1)-①	2
138	○情勢変化の的確な把握 計画の効率的な推進につなげるため、社会 情勢の変化など各種調査を実施して、研究 や検討を行います。	継続	行政	市民協働課		

【施策の方向】②プランの周知

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の 対象及 び主体	担当課	関連事業に再掲	
					体系番号	事業 番号
139	○小矢部市男女共同参画推進員の活動を通 じての周知 男女共同参画推進員の出前講座等を通じ てプランの内容の周知を図ります。	拡充	地域 家庭 各種団体 事業所	市民協働課		
140	○男女共同参画市民フォーラムの開催 男女共同参画市民フォーラムを開催し、意 識啓発とプランの周知に努めます。	継続	地域 家庭 各種団体 事業所	市民協働課	I-(1)-①	4
141	○各種団体・グループとの連携による周知 各種団体やグループと連携し、プランの周 知を図ります。	継続	行政	市民協働課		
142	○様々な広報手段(市広報、パンフレット、 ケーブルテレビ等)によるPR プランの概要版を作成し、各戸配布するほ か、市広報やパンフレット、ケーブルテレビ 、ホームページなどを通じて広くPRを行 います。	継続	行政	市民協働課		

●計画関連成果指標一覧

基本目標	重点課題	項目	現状(H24)	前期目標(H29)	担当課
I 自分らしさを尊重する意識・風土づくり	(1) 制度や社会慣習、しきたりの見直し、意識改革	社会通念・慣習の分野で平等と感じる割合	11.1%	15%	市民協働課
		育児・介護・家事講座の男性参加者数	115人(H23)	150人	市民協働課 健康福祉課 生涯学習文化課
	(2) 男女共同参画意識の浸透と男女平等の教育・学習の充実	男女共同参画優良事例紹介(累積)	—	10件	市民協働課
		家庭生活で平等と感じている割合	25.0%	35%	市民協働課
		職場で平等と感じている割合	17.8%	22%	市民協働課
		学校教育の場で平等と感じている割合	48.9%	56%	市民協働課
		ママパパ講座の年間受講者数	146人(H23)	146人	健康福祉課
	(3) 意識改革への市民参画の推進	市男女共同参画推進員	33人	40人	市民協働課
		1%まちづくり事業件数	69件	75件	市民協働課
		協働のまちづくり講座受講者数	67人	70人	市民協働課
		市民教養講座登録者数	40人	60人	生涯学習文化課
II 場への政策・方針決定の男女共同参画の推進	(1) 政策・方針決定過程の場への男女共同参画の推進	審議会等における女性委員の割合	26.7%(H23)	40%	市民協働課
		女性委員がいない審議会等の数	5(H23)	0	総務課
		各審議会公募委員率	15.3%(H23)	20.0%	総務課
		行政における女性管理職の登用率	25.8%	26.5%	総務課
	(2) 女性の人材育成	人材リストの登録者数	—	50人	市民協働課
		協働のまちづくり講座女性受講者数	22人	30人	市民協働課
		市民教養講座女性登録者数	30人	45人	生涯学習文化課
III 人権を擁護するしくみづくり	(1) 男女の人権尊重	人権啓発回数	3回(H23)	4回	市民協働課
		人権研修会の参加者数	251人(H23)	280人	市民協働課
	(2) 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶	DVIに関する相談件数	20件(H23)	20件	社会福祉課
		ママパパ講座の年間受講者数	146人(H23)	146人	健康福祉課
	(3) 生涯にわたる健康づくりへの支援	体育施設の利用者数(延べ)	188,861人(H23)	195,000人	スポーツ課
		総合型地域スポーツクラブ会員数	1,890人	2,500人	スポーツ課
IV 男女の自立を促す環境づくり	(1) 家庭での男女共同参画の推進	放課後児童クラブ受入率	100%(H23)	100%	社会福祉課
		4か月児健診受診率	99.5%(H23)	100%	健康福祉課
		ファミリーサポートセンター利用件数	192件(H23)	250件	社会福祉課
		特別保育などの利用児童数			社会福祉課
		休日保育	161人(H23)	200人	
		一時保育	53人(H23)	80人	
		延長保育	139人(H23)	190人	
	病後児保育	81人(H23)	100人		
	(2) 仕事・職場での男女共同参画の推進	女性農業士の数	18人	20人	農林課
		(3) 地域での男女共同参画の推進	地域活動の場で平等と感じる割合	21.5%	25%
	要介護認定率		16.6%	19.8%	健康福祉課
	シルバー人材センター会員登録数		390人	472人	健康福祉課
	ふれあいいいききサロン開催延べ回数		560回(H23)	580回	健康福祉課
ボランティアセンター登録ボランティア登録者数	2,760人(H23)		3,000人	社会福祉課	
V 推進のプ	(3) プランの周知及び調査・研究の推進	男女共同参画市民フォーラム参加者数	150人(H23)	250人	市民協働課